

自治会・町内会等の法人化の手引き

いわき市

目 次

1	はじめに	2
2	認可の対象となる地縁団体	2
3	認可の要件	3
4	総会の開催	5
5	認可の申請	5
6	地縁団体の認可	6
7	認可の告示	6
8	証明書の交付及び台帳の閲覧	7
9	規約変更の認可の申請	7
10	規約変更の認可	7
11	告示事項の変更届	8
12	認可の取消と解散	8
13	地縁団体の合併	9
14	その他の留意事項	10
15	認可地縁団体の課税	10
16	認可申請手続きから不動産登記までの流れ	11
17	規約変更及び告示事項変更手続きの流れ	12
18	認可地縁団体申請のための関係書類一覧	13
	記載例	14
19	認可地縁団体規約変更のための関係書類一覧	19
	記載例	20
20	認可地縁団体告示事項変更のための関係書類一覧	21
	記載例	22
21	認可地縁団体合併のための関係書類一覧	23
	記載例	24
22	自治会等規約作成例と解説	25

1 はじめに

従来、自治会・町内会等（以下「自治会等」という。）は、「任意団体」、「権利能力なき社団」と位置付けられ、自治会等で所有する不動産等の資産を団体名義で登記できませんでした。このため、代表者等の個人名義または複数の住民などの共有名義で登記がなされていたことから、名義人の転居や死亡などにより、名義変更や相続などでトラブルが発生するなど様々な問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、自治会等の地縁による団体（以下「地縁団体」という。）が一定の要件を満たし、市長の認可を受けることで法人格を取得することが可能となり、所有する不動産を団体名義で登記できるようになりました。

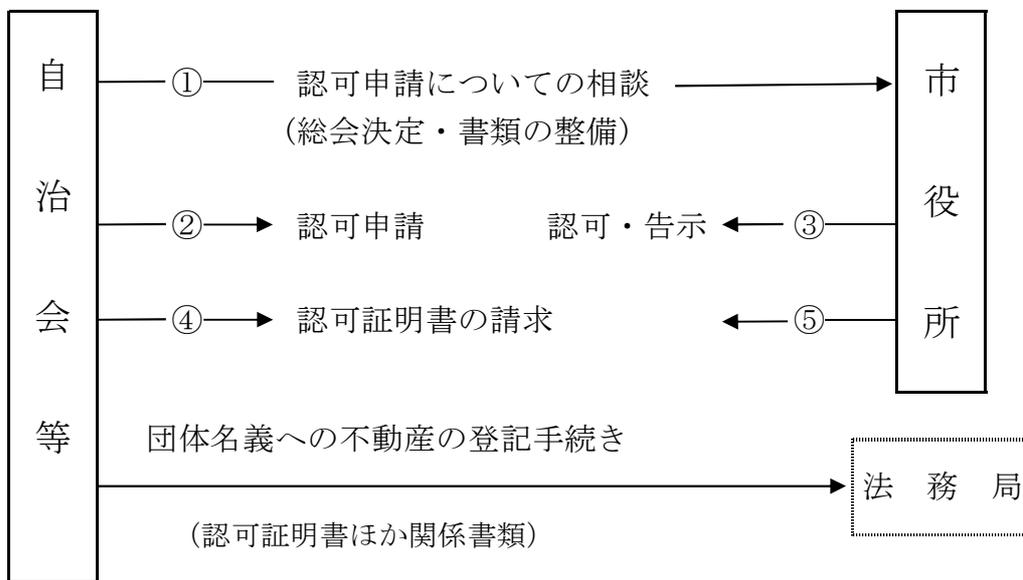
この法人格を得られた地縁団体を「認可地縁団体」といいます。

なお、令和3年11月からは不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために必要であれば、市長の認可を受けることができるようになりました。

また、令和5年4月から、認可地縁団体は、総会の議決により同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

この手引きは、自治会等が法人格を有して地域的な共同活動を円滑に行うための法人化の方法を掲載し、今後の自治会等の活動に役立てていただくために作成したものですので、ご活用ください。

〔地縁団体の認可及び不動産登記までの手続き〕



2 認可の対象となる地縁団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が認可の対象となります。

（地方自治法第260条の2第1項）

3 認可の要件

認可地縁団体となるためには、次の4つの要件を満たしていなければなりません。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

ア 「～地域的な共同活動」とは、回覧や清掃、防災・防犯活動、集会施設の維持管理など、自治会等の一般的な活動を指し、現在の活動と異なる活動をしなければならないという趣旨ではありません。

なお、「現にその活動を行っていることと認められる」ためには、少なくとも1年以上の活動実績が必要になります。

イ 「目的」は、その地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容をできるだけ具体的に定めることが望ましい。

(平成3年4月2日付け自治省行政局行政課長通知)

ウ 「区域内の私道の所有・整備・維持管理」「家庭用ゴミ収集場所の整備」等極力、地縁団体の活動内容を具体的に規定し、最後に「その他〇〇の目的達成に必要な事業」というような包括規定を設けることとなります。

エ 地方自治法第260条の2第2項第1号の規定により、特定の活動のみを目的とするような記載（スポーツ活動のみといったものや、ボランティア活動のみといったものがこれに該当する）は認められません。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

ア 「区域が、住民にとって客観的に明らかなもの」とは、当該市町村内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることを要するものであり、例えば河川、道路等により区域が画されていることなどです。

(平成3年4月2日付け自治省行政局行政課長通知)

イ 上記から、河川や道路等により区域を画する表示も認められます。

(例：〇市〇町字〇〇〇△番地のうち〇〇川の南側)

ウ 「区域」は、当該地縁団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。

エ 「相当の期間」とは、地域の実情に即して判断されるべきであるが、一般的には認可申請を行う地縁による団体が当該区域において安定的に存在していると認められる期間をいうものです。(平成3年4月2日付け自治省行政局行政課長通知)

- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

ア 構成員になることができる方は、年齢、性別等に関係なく、その区域に住所を有する個人です。「世帯」を構成員にすることは、認められておりません。

イ 区域内にある法人は、構成員となることはできませんが、賛助会員等になることはできます。

ウ 「相当数の者が現に構成員となっていること」とは、一般的には、その区域の住民の過半数が構成員となっている場合をいいます。

(4) 規約を定めていること。

規約は、一般の法人でいう定款にあたるものです。

規約の名称は特に制限はありませんので、「〇〇会規約」のほか、「〇〇会則」や「〇〇規程」等の名称でも結構です。

地方自治法第260条の2第3項の規定により、規約には、次の8つの事項が定められていなければなりません。

① 目的

ア 活動内容を盛り込み、活動目的が具体的に分かるように定めます。

イ 活動目的は前記の認可要件に掲げる目的に適合する内容であることが必要です。

ウ 特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

② 名称

地方自治法上、地縁団体の名称について制限はありませんので、これまで使用してきた地縁団体の名称でかまいません。ただし、他の法令等において名称の使用制限（例えば、商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできない。）がある場合は、これに従う必要があります。

③ 区域

ア 地縁団体の活動基盤となっている区域を表記します。

イ 「〇町〇丁目全域」とか「〇町〇丁目〇番から×丁目×番の区域」という表現が考えられます。

④ 主たる事務所の所在地

ア 認可を受ける地縁団体の住所となるもので、主たる事務所1か所について定めます。

イ 事務所の所在地は、代表者の住所でも、集会施設の所在地でもかまいません。

また、規約での規定の仕方も、事務所の番地等を示してもよいし、「代表者の自宅に置く」と定めることも可能です。

⑤ 構成員の資格に関する事項

ア 区域に住所を有する個人がすべて地縁団体の構成員となり得ること及び正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを、必ず定める必要があります。

イ 加入、脱退の手続きについても定めておきます。

⑥ 代表者に関する事項

ア 代表者（1名）の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について定めます。

イ 代表者の権限、代表者の代表権に加える制限等については地方自治法（260条の6から260条の8）に規定されています。

⑦ 会議に関する事項

- ア 通常総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項などを定めます。
- イ 通常総会、臨時総会の招集や議決等については地方自治法（260条の13から260条の19の2）に規定されています。

⑧ 資産に関する事項

- ア 資産（積極財産をいう。負債は含まない。）の構成及び取得、処分等の管理方法等を定めます。
- イ 「資産の構成」については、例えば、「資産の構成は別に定める資産目録による」と規定することも可能です。

なお、規約に上記8項目以外の事項（地縁団体で必要とする事項）を定めることは、差し支えありません。

4 総会の開催

認可の申請は、あくまでも地縁団体の自主的な判断により行われるものです。申請することを意思決定するためには、総会での議決が必要です。また、総会では申請書類作成に必要な次の事項等の決定をしてください。

- ア 認可申請をする旨の決定
- イ 認可要件を満たす規約の決定
- ウ 構成員の確定
- エ 代表者の決定
- オ 不動産等の資産の確定

なお、認可申請をする旨を決定する総会の開催後に再度総会を開催し、認可要件を満たす規約の決定等を行うことも可能です。

総会の内容は、議事録として記録しておきます。

5 認可の申請

総会において認可を申請する旨の議決を得た地縁団体の代表者は、認可申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければなりません。

申請書及び添付書類が整いましたら、**市民協働部地域振興課**に提出してください。

提出された申請書類によって、認可要件を満たしているかどうかの審査を行います。

[申請書及び添付書類]

(1) 認可申請書（第1号様式）

(2) 添付書類

① 規約

② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで議長及び2人以上の議事録署名人の署名・押印のあるものです。

- ③ 構成員の名簿
構成員全員の氏名、住所を記載したものです。
- ④ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
総会に提出された年度事業報告書や収支決算書等の当該団体の活動の実績を示す報告書です。
- ⑤ 申請者が代表者であることを証する書類
申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び2人以上の議事録署名人の署名、押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等で申請者本人の署名のあるもの（第2号様式）をいいます。
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類（第3号様式）
「職務執行の停止」及び「職務代行者の選任」は、民事保全法に基づき行われたものです。
- ⑦ 代理人の有無を記載した書類（第4号様式）
「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人と第260条の10の特別代理人の両方を含みます。
- ⑧ 区域を表示した地図
地縁団体の区域及びその番地が分かるように地図に赤線等で表示したものです。

6 地縁団体の認可

市長は、認可申請を行った地縁団体が認可の要件を満たしていると認めるときは認可し、その旨を申請者に通知します。

7 認可の告示

認可をしたときは、市長は次の9項目について告示し、地縁団体台帳に登載します。

(地方自治法施行規則第19条第1項)

この告示は、法人登記に代わるものです。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (7) 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

8 証明書の交付及び台帳の閲覧

一般の法人については、法務局において法人登記を行い、取引の安全に寄与するため誰にでもその登記簿の閲覧を認めるとともに、謄・抄本の交付を行っています。

認可地縁団体についてもこれと同様に、市町村において、法人登記に代わる告示事項を記載した地縁団体台帳の閲覧や認可証明書の交付を行うこととなります。

(地方自治法第260条の2第12項)

(1) 申請窓口

閲覧及び認可証明書の交付申請は、**市民協働部地域振興課**で行います。

(2) 手数料の納入

閲覧及び証明書の発行にあたり、それぞれ1件あたり250円の手数料が必要となります。

なお、郵送により証明書の交付を申請する場合は、発行手数料のほか返送用切手を貼付した封筒を同封してください。 ※1

※1 現金あるいは郵便小為替など（ただし、切手は不可）

9 規約変更の認可の申請

※規約変更の際は、総会の前にあらかじめご相談ください。

(1) 規約の変更と効力（地方自治法第260条の3）

認可地縁団体は、規約に別段の定めがあるときを除き、総構成員の4分の3以上の同意を得て規約を変更することができます。

ただし、規約の変更は、市長の認可を受けて効力を生じることになります。

(2) 規約変更の認可申請（地方自治法施行規則第22条）

規約を変更したとき、認可地縁団体の代表者は次の書類を添えて、市長に規約変更認可申請書（第5号様式）を提出してください。

ア 規約変更の内容及び理由を記載した書類

イ 規約変更を総会で議決したことを証する書類

（総会の議事録の写しで議長及び2人以上の議事録署名人の署名・押印のあるもの）

ウ 新規約

エ 規約の新旧対照表

※規約の変更が告示事項の変更を伴う場合

この場合は、規約の変更の認可後、告示事項の変更届が必要です。

10 規約変更の認可

市長は、規約変更の認可又は不認可の決定をしたときは、規約変更の認可・不認可のお知らせによりその結果を申請者に通知します。

11 告示事項の変更届

(1) 告示事項変更の届け出（地方自治法第260条の2第11項）

告示事項に変更があった場合、認可地縁団体の代表者は、変更を証する書類を添えて、市長に告示事項変更届出書を提出してください。

なお、告示事項の変更が規約変更を伴う場合、当該団体は市長による規約変更の認可を得た後に改めて告示事項の変更届出書を提出することとなります。

※役員の変更等により代表者に変更があった場合には、次の書類を添えて告示事項変更の届け出を行ってください。

① 告示事項変更届出書（第6号様式）

② 添付資料

ア 代表者を変更することについて総会で議決したことを証する書類（総会議事録）

代表者を変更する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び2人以上の議事録署名人の署名・押印のあるものです。また、参考としてその総会資料の写しも提出してください。

イ 地縁による団体の代表者の承諾書（第2号様式）

ウ 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無（第3号様式）

エ 代理人の有無（第4号様式）

12 認可の取消と解散

(1) 市長は、認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。

（地方自治法第260条の2第14項）

(2) 解散等

① 次の事由によって解散します。（地方自治法第260条の20）

ア 規約で定めた解散事由の発生

イ 破産手続き開始の決定

ウ 認可の取消し

エ 規約に別段の定めがある場合を除いて、総構成員の4分の3以上の賛成のある総会の決議

オ 構成員の欠亡

カ 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

② 解散及び清算や破産については、地方自治法第260条の22から第260条の33に規定されております。その場合は、遅滞なく市長にその旨を届け出てください。

13 地縁団体の合併

地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るため、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同一市町村内の他の認可地縁団体との合併が可能になりました。

なお、合併しようとする場合は、規約に別段の定めがある場合を除き、各認可地縁団体の総会において総構成員数の4分の3以上の同意が必要となります。

(地方自治法第260条の38、第260条の39第1項及び第2項)

(1) 地縁団体同士の合併に関する手続き(地方自治法第260条の39第3項及び第4項)

合併しようとする各認可地縁団体の代表者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出してください。

①申請書様式(第7号様式)

②添付書類

- ア 合併後に存続する認可地縁団体または合併により設立する認可地縁団体の規約
 - イ 合併について各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類(総会議事録)
 - ウ 合併後の認可地縁団体の構成員名簿
 - エ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- ※ 総会に提出された年度事業報告書や収支決算書等の当該団体の活動の実績を示す報告書です。
- オ 合併しようとする各認可地縁団体の規約
 - カ 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

(2) 認可をしたときは、市長は次の11項目について告示し、地縁団体台帳に記載します。(地方自治法第260条の44、地方自治法施行規則第22条の2の4)

- ① 合併後の認可地縁団体名称
- ② 合併後の規約に定める目的
- ③ 合併後の区域
- ④ 合併後の主たる事務所の所在地
- ⑤ 合併後の代表者の氏名及び住所
- ⑥ 合併後の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦ 合併後の代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ⑧ 合併後の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 合併後の認可年月日
- ⑩ 合併前の各認可地縁団体の名称
- ⑪ 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

14 その他留意事項

- (1) 認可地縁団体については、地方自治法第260条の2第15項の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第4条及び第78条の規定が準用されます。
- (2) 財産目録の作成と備え置き（地方自治法第260条の4第1項）
認可を受けるとき及び毎年始めの3か月以内（事業年度を設けている場合は年度末）に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。
- (3) 構成員名簿の作成と備え置き（地方自治法第260条の4第2項）
構成員名簿を作成し、構成員に変更あるごとに訂正しておいてください。
- (4) 通常総会の開催（地方自治法第260条の13、第260条の15から第260条の17）
 - ア 代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。
 - イ 総会の招集は、少なくとも5日前に、その会議の目的とする事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。
 - ウ 認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、すべて総会の決議が必要です。
 - エ 総会は、規約に別段の定めがあるときを除いて、あらかじめ通知した事項のみ決議することができます。

15 認可地縁団体の課税

認可後、市民税課へ「法人設立等届出書」を、県税部へ「法人設立届」を提出する必要があります。収益事業を行わない場合は、減免申請の手続きが必要となります。

その他にも、収益事業を行う場合など、届出等が必要になる場合があります。

※課税や手続きの詳しい内容については、各担当窓口へお問い合わせください。

- ・国税 【いわき税務署 TEL：23-2141】 【福島地方法務局いわき支局 TEL：23-1651】
 - ア 法人税 公益法人等とみなされ収益事業を行う場合のみ課税
 - イ 登録免許税 所有形態により税率が相違
- ・県税 【いわき地方振興局県税部 TEL：24-6023】
 - ア 法人県民税 収益事業を行う場合のみ均等割（2万円）法人税割も課税
 - イ 法人事業税 収益事業を行う場合のみ課税
 - ウ 不動産取得税 一部減免制度あり
- ・市税 【市民税課 22-7428】 【資産税課 22-7431～7432】
 - ア 法人市民税 収益事業を行う場合のみ均等割（5万円）法人税割も課税
 - イ 固定資産税 一部減免制度あり

参考 上記は認可地縁団体に対する課税ですが、通常の不動産取引と同様に、個人や共有者等が認可地縁団体へ不動産の名義変更（売買、寄付等）をした場合、個人や共有者等に対して課税される税金などもあります。

16 認可申請手続きから不動産登記までの流れ

地域振興課と事前打合せ

規約の作成

地域振興課と規約(案)の確認

総会開催

- ①認可申請する旨の決定
- ②規約の決定
- ③構成員の確定
- ④申請者を代表者とするものの議決
- ⑤保有する資産の確定 等

認可申請

[提出書類]

認可申請書(様式1)

○添付書類

- ①規約
- ②認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- ③構成員の名簿
- ④活動状況報告書(総会資料)
- ⑤代表者の承諾書
- ⑥代表者の職務執行停止の有無等
- ⑦代理人の有無
- ⑧区域図 等

書類等審査

認可・不認可通知

告示

認可地縁団体の告示

認可証明書の申請

[提出書類]

地縁団体に関する認可証明・閲覧申請書

認可証明書の交付

不動産登記申請

法務局への申請

不動産登記



区・町内会・自治会等が実施



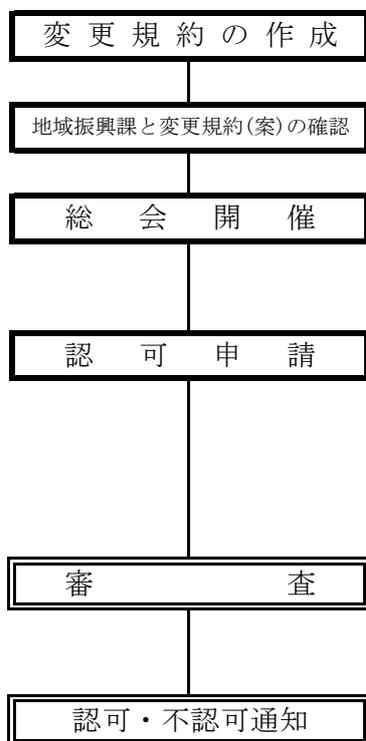
市が実施



法務局が実施

17 規約変更及び告示事項変更手続きの流れ

《規約変更の場合》

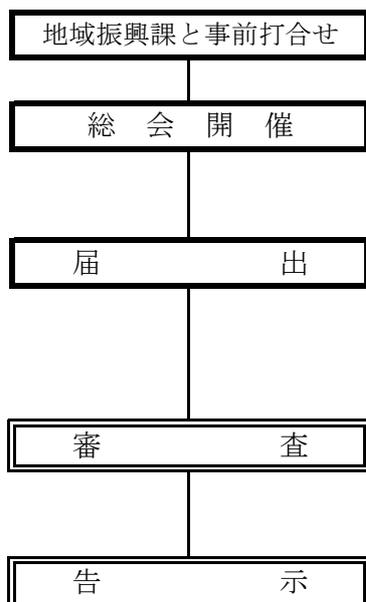


規約変更の議決

[提出書類]

- ①規約変更認可申請書（様式5）
- ②規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③規約変更を総会で議決したことを証する書類
- ④新規約
- ⑤規約の新旧対照表

《告示事項変更の場合》



告示事項変更の議決

[提出書類]

- ①告示事項変更届出書（様式6）
- ②告示されている事項に変更があった旨を証する書類



区・町内会・自治会等が実施



市が実施

18 認可地縁団体申請のための関係書類一覧

No.	様式	必要書類	摘要
1	1	申請書 記載例 (P14)	地方自治法施行規則 第十八条関係様式
2	——	規約	作成例と解説P25～P41参照
3	——	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	総会議事録（写） 議長 ○○ 押印 議事録署名人 ○○ 押印
4	——	構成員の名簿（世帯主だけのものではなく、老若男女を含め地域の住民が対象。） 記載例 (P15)	氏名、住所を記載（年齢、職業等の記載の必要はない。）
5	——	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	総会資料（前年度）
6	2	申請者が代表者であることを証する書類 記載例 (P16)	地縁による団体の代表者の承諾書（任意様式）
7	3	代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無 記載例 (P17)	（任意様式）
8	4	代理人の有無 記載例 (P18)	（任意様式）
9	——	地縁団体の区域を表示した地図	位置図
10	——	保有資産の登記簿謄本（写） ※規約に保有資産の内容が記載されている場合確認用に提出必要	法務局発行

※ —— は任意の様式で書類を作成する。

年 月 日

いわき市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 ○○○自治会（区）
所在地 いわき市・・・

代表者の氏名及び住所
氏 名 □□ □□
住 所 いわき市・・・

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

〇〇〇自治会(区)

地縁による団体の主たる事務所の所在地

いわき市・・・

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

年 月 日

住 所 いわき市・・・

氏 名 □□ □□

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

〇〇〇自治会（区）

代表者名

□□ □□

1 裁判所における代表者の職務執行の停止の有無

- (1) 有
- (2) 無

どちらかに○をつけてください。

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

- (1) 有 職務代行者選任有の場合

職務代行者 氏名

職務代行者がいる場合は、「有」に○をつけ、代行者の氏名、住所を記入してください。いない場合は、「無」に○をつけてください。

住所

- (2) 無

※ 裁判所における代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」に○印をしてください。

代 理 人 の 有 無

地縁による団体の名称

〇〇〇自治会（区）

代表者名

□□ □□

1 代 理 人 の 有 無

(1) 有 ————— 代理人有の場合

代理人 氏 名

住 所

(2) 無

代理人を選任する場合は、「有」に○をつけ、代理人の氏名、住所を記入してください。選任しない場合は、「無」に○をつけてください。

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人、第260条の10の特別代理人をいいます。

該当のない団体は「無」に○印をしてください。

参考：地方自治法

- ・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- ・第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- ・第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

19 認可地縁団体規約変更のための関係書類一覧

No.	様式	必要書類	摘要
1	5	規約変更認可申請書 記載例 (P20)	地方自治法施行規則 第二十二條関係様式
2	——	規約変更を申請することについて 総会で議決したことを証する書類	総会議事録 (写) 議長 ○○ 押印 議事録署名人 ○○ 押印
3	——	規約変更を議決した総会資料の写し	
4	——	新規約	
5	——	規約の新旧対照表	

※ —— は任意の様式で書類を作成する。

年 月 日

いわき市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○自治会（区）

所在地 いわき市……

代表者の氏名及び住所

氏 名 □□ □□

住 所 いわき市……

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

20 認可地縁団体告示事項変更のための関係書類一覧

No.	様式	必要書類	代表者変更	その他 告示事項変更
1	6	告示事項変更届出書（第二十条関係） 記載例（P22）	○	○
2	——	変更内容について総会で 議決したことを証する書類 （総会議事録（写））	○	○
3	——	総会資料	○	○
4	2	申請者が代表者であることを証する 書類（任意様式） 記載例（P16）	○	
5	3	代表者の職務執行停止の有無、職務 代行者選任の有無（任意様式） 記載例（P17）	○	
6	4	代理人の有無（任意様式） 記載例（P18）	○	
7	——	新規約		○
8	——	規約の新旧対照表		○

※ —— は任意の様式で書類を作成する。
ただし、総会議事録には、次の事項を必ず記載してください。

- (1) 日時、場所
- (2) 会員総数、総会出席者数（委任状提出者を含む）
成立要件を満たしているか
- (3) 開催目的、審議事項、議決事項
- (4) 議事概要、結果
- (5) 議長（1名）、議事録署名人（2名）の選任
- (6) 議長、議事録署名人の署名及び押印

告示事項変更届出書の提出が必要な場合

- 1 名称の変更
- 2 規約に定める目的の変更
- 3 区域の変更
- 4 事務所の変更
- 5 代表者の変更
- 6 規約に定めた解散事由の変更

年 月 日

いわき市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○自治会（区）

所在地 いわき市……

代表者の氏名及び住所

氏 名 □□ □□

住 所 いわき市……

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
代表者の変更
- 2 変更の年月日
○○年○月○日
- 3 変更の理由
役員改選のため

21 認可地縁団体合併申請のための関係書類一覧

No.	様 式	必 要 書 類	摘 要
1	7	認可申請書 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">記載例 (P24)</div>	地方自治法施行規則 第十八条の二関係様式
2	——	合併後の認可地縁団体の規約	
3	——	各認可地縁団体にて合併について 総会で議決したことを証する書類	総会議事録 (写) 議長 ○○ 押印 議事録署名人(2名) ○○ 押印
4	——	合併後の構成員の名簿 (世帯主だけの ものではなく、老若男女を含め 地域の住民が対象。) <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">記載例 (P15)</div>	氏名、住所を記載 (年齢、職業等 の記載の必要はない。)
5	——	良好な地域社会の維持及び形成に資 する地域的な共同活動を行うことを 目的とし、合併しようとする各認可 地縁団体が連携して当該目的に資す る活動を現に行っていることを記載 した書類 (注1)	・各地縁団体の総会資料 (前年度) ・合併に向けて合同で行った打合せ の議事録 等
6	——	合併しようとする各認可地縁団体の 現在の規約	
7	——	合併後の地縁団体の区域を表示した 地図	位置図
8	2	申請者が代表者であることを証する 書類 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">記載例 (P16)</div>	地縁による団体の代表者の承諾書 (任意様式)
9	3	代表者の職務執行停止の有無、職務 代行者選任の有無 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">記載例 (P17)</div>	(任意様式)
10	4	代理人の有無 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">記載例 (P18)</div>	(任意様式)

※ —— は任意の様式で書類を作成する。

(注1) 「合併しようとする各認可地縁団体が連携して目的に資する活動を現に行っている」については、合併後の認可地縁団体において共同活動を行うために、共に連絡を取り合いながら準備行為等を行っていることを意味します。

- ・合併しようとする認可地縁団体同士が、合併に向けて合同で打合せを行っている
- ・合併しようとする認可地縁団体が、合併を見据えて、実際に将来的に共に行う地域的な共同活動 (地域の清掃など) を合同で実施している 等

年 月 日

いわき市長 様

認可地縁団体甲
 合併しようとする認可地縁団体の
 名称及び主たる事務所の所在地
 名 称 ○○○自治会（区）
 所在地 いわき市……
 代表者の氏名及び住所
 氏 名 ○○ ○○
 住 所 いわき市……

認可地縁団体乙
 合併しようとする認可地縁団体の
 名称及び主たる事務所の所在地
 名 称 □□□区（自治会）
 所在地 いわき市……
 代表者の氏名及び住所
 氏 名 □□ □□
 住 所 いわき市……

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項
 - ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
 名 称 ○○○自治会（区）
 所在地 いわき市……
 - ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
 氏 名 ○○ ○○
 住 所 いわき市……
 - ・ 合併後に消滅する認可地縁団体の名称
 名 称 □□□区（自治会）

（別添書類）

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表であることを証する書類

〇〇〇自治会規約

条 文	解 説
<p>第1章 総則 (名称) 第1条 この会は、〇〇〇〇〇(以下「〇〇〇」という。)と称する。</p> <p>(主たる事務所) 第2条 〇〇〇は、主たる事務所を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に置く。</p> <p>(区域) 第3条 〇〇〇の区域は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下、区域という。)とする。</p>	<p>① 第1条は、地縁による団体の名称に関する規定である。</p> <p>② 名称について、地方自治法上は制限がない。通常は、その地域の名称や地域の特性を表す名称になると想定される。 ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従う必要がある。 (例：商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできない。)</p> <p>① 第2条は、地縁による団体の事務所の位置に関する規定である。</p> <p>② 「主たる事務所」とは、地縁による団体として一を限り設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものである。 (平成3年4月2日付け自治省行政課長通知)</p> <p>③ 「所在地」について、地方自治法上、特段の定めもなく、事務所の番地等を示すことも可能であり、「代表者の自宅」とすることも可能である。</p> <p>① 第3条は、地縁による団体の区域に関する規定である。</p> <p>② 「区域」は、当該市町村内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識で</p>

条 文	解 説
<p>(目的)</p> <p>第4条 ○○○は、良好な地域社会の維持と形成のため、民主的な運営の下に、次の各号に掲げる地域的な共同活動を行うことを目的とする。</p> <p>(1) ○○○○○○○○○こと</p> <p>(2) ○○○○○○○○○こと</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>○ その他○○○の目的達成に必要な事業</p>	<p>きる区域であることを要するものであり、例えば、河川、道路等により区域が画されていることなどをいうものである。(平成3年4月2日付け自治省行政課長通知)</p> <p>③ ②から、河川や道路等により区域を画する表示も認められる。(例：○市○町字○○○△番地のうち○○川の南側)</p> <p>④ この規定は、新たに区域の設定、変更を前提とする趣旨ではない。</p> <p>① 「目的」は、その地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容をできるだけ具体的に定めることが望ましい。(平成3年4月2日付け自治省行政課長通知)</p> <p>② ①から、「区域内の私道の所有・整備・維持管理」「家庭用ゴミ収集場所の整備」等、極力、地縁による団体の活動内容を具体的に規定し、最後に「その他○○の目的達成に必要な事業」というような包括規定を設けることになる。</p> <p>③ 地方自治法第260条の2第2項第1号の規定により、特定の活動のみを目的とするような記載(スポーツ活動のみといったものや、ボランティア活動のみといったものがこれに該当する)は認められない。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1章中に地縁による団体の内部組織を規定することも可能である。なお規約の変更には総会員の4分の3以上の同意と市町村長の認可を必要とするため(地方自治法第260条の3)、</p>

条 文	解 説
<p>第2章 会員 (会員の資格)</p> <p>第5条 ○○○の会員は、区域に住所を有するすべての個人になることができる。</p> <p>2 ○○○は、その者の加入によって、その目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められ、その者の加入を拒否することが社会通念上、あるいは前項の趣旨から客観的に妥当であると認められる場合等の正当な理由なくして、区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできない。</p> <p>[賛助会員の規定を置いた場合]</p> <p>3 区域に事業所若しくは事務所を置く組合若しくは法人等の団体又は区域に住所は有しないが不動産を所有する個人若しくは法人は、○○○の賛助会員になることができる。</p>	<p>組織規則等で別途定めることもよい。ここでは、総務係や福利厚生係等のように業務分担に対応した内部組織や地縁団体の下部組織である組等の組織を規定することとなる。</p> <p>① 第5条は、地縁による団体の会員に関する規定である。</p> <p>② 地縁による団体は、「区域に住居を有する個人が全て地縁による団体の構成員となりうること」(地方自治法第260条の2第2項第3号)及び「当該地縁による団体は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと」(同条第7項)は必ず定めなければならないものである。(平成3年4月2日付け自治省行政課長通知)</p> <p>③ なお、地縁による団体の構成員として区域内に住所を有する法人・組合等の団体が賛助会員等になることを妨げるものではない。(平成3年4月2日付け自治省行政課長通知)</p> <p>また、区域内に不動産を有する法人・個人も賛助会員になることを妨げるものではない。(例えば、別荘地の住民が夏期にそこに居住するような場合、その地域の地縁による団体に賛助会員として参加すること等が考えられる。)</p> <p>区域外に住所を有する法人・個人が賛助会員になるにあたって、各地縁による団体が独自の会員資格の基準を有することも可能であるが、地縁による団体を地</p>

条 文	解 説
<p>(入会金)</p> <p>第6条 ○○○の会員又は賛助会員になろうとする者は、入会金を納入しなければならない。</p> <p>2 入会金の金額及び徴収方法は、総会の議決を経て別に定める。</p> <p>(会費)</p> <p>第7条 ○○○の会員又は賛助会員は、会費を納入しなければならない。</p> <p>2 会費の種類、金額及び徴収方法は、総会の議決を経て別に定める。</p> <p>(退会)</p> <p>第8条 会員若しくは賛助会員のうち区</p>	<p>方自治法上法人化した趣旨に反しないように注意を要する。</p> <p>④ 地縁による団体への加入は、個人の自由な意思に基づいて行われなければならない。加入を強制することはできない。</p> <p>⑤ ここに、他に会員名簿の整理の規定等の手続規定を置くことも考えられる。</p> <p>① 第6条は、地縁による団体に入会する際に支払わなければならない入会金についての規定である。</p> <p>② 具体的な金額等については、規約で定めることも考えられるが、左記のように総会の議決による方法も考えられる。</p> <p>③ 一括して、入会の際の手続きをこの条項に置くことも可能である。</p> <p>④ 入会金と会費の規定を一つの条文に盛り込むことも可能である。</p> <p>⑤ かならずしも、従来、入会金を納める必要がなかった団体は、もちろん入会金の規定を置く必要がない。</p> <p>① 第7条は、地縁による団体の会員が団体に所属することに伴う義務に関する規定で、通常は会費が考えられるが、その他のもの（例えば、賦役等）を定めることもできる。</p> <p>② 会費等の減免がある場合は、その旨、規約に規定する必要があるが、詳細については規則で別途規定することになる。</p> <p>① 第8条は、退会に関する規定である。</p>

条 文	解 説
<p>域に事業所、事務所を置くことを賛助会員の要件とする組合若しくは法人等の団体が区域から転出し住居を有しなくなった時、又は賛助会員のうち区域に不動産を有することを賛助会員の要件とする個人若しくは法人が不動産を有しなくなった時は、退会したものとみなす。</p> <p>2 ○○○を退会しようとするものは、書面をもってその旨を届けなければならない。</p> <p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において総会員数の○分○以上の同意を得てその会員を除名することができる。</p> <p>(1) 会費を1年以上納入しない場合</p> <p>(2) ○○○の名誉を著しく毀損し、又はその秩序を乱した場合</p> <p>2 前項第2号の規定により会員を除名しようとする場合は、除名の議決を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(会費の不返還)</p> <p>第10条 会員が、既に納入した会費、入会金その他の拠出金は、これを返還</p>	<p>② 左記は、賛助会員を前記のとおり設置した場合の規定である。各地縁による団体ごとに、賛助会員の有無、資格要件に応じて様々な規定が考えられる。</p> <p>③ 詳細な手続きについては、規則で別途定めることとなる。</p> <p>① 第9条は、除名に関する規定である。</p> <p>② この規定は、会費を全く納入しなかったり、地縁による団体の名誉を著しく毀損したり、又は秩序を乱したり（例えば会員の中で暴力団に所属するようになり、破廉恥事件を引き起こした場合等）した者が現れたときのことを想定している。</p> <p>なお、地方自治法第260条の2第8項の差別的取扱いの禁止の規定に抵触するおそれがあるため、極めて例外的な場合に限られるものと考えられる。極めて慎重な手続きを要し、住民の少数意見を封じ込める道を開くことにならないように注意しなければならない。そのため、除名のために要する要件を厳しくすること等が要請される。</p> <p>③ 上記のような懸念もあることから、除名に関する規定を設けなくともよい。</p> <p>① 第10条は、会費不返還に関する規定である。脱会の際にこの規定がない場合</p>

条 文	解 説
<p>しない。</p> <p>第3章 役員</p> <p>第11条 ○○○に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 ○人</p> <p>(3) 委員 ○人</p> <p>(4) 監事 ○人</p> <p>2 役員は、総会において選任する。</p> <p>3 会長、副会長、委員と監事は、相互に兼ねることはできない。</p>	<p>は財産の分与等をめぐり、紛争が生じるおそれがあり、確認的に左記規約例のとおりの規定を置くことが考えられる。</p> <p>② もちろん、会費の条項に置くことも可能である。</p> <p>① 第11条は、地縁による団体の役員に関する規定である。</p> <p>② 組織は、各地縁による団体ごとに大きく異なるものであり、名称や組織は、左記の準則に拘束されるものではない。</p> <p>③ 公益法人の場合、対外的代表機関である理事を複数置くことを認めたが、地縁による団体の場合は、地域社会の維持と改善という対内的な活動が主であり、公益法人のように団体の移動について考慮する必要もないため、対外的代表機関である代表者を一人に限る扱いとしたものである。</p> <p>④ 会長、副会長、委員と監事の兼任は、監事が会務の執行を監査する役職上、これを避ける必要があるため、これを明文化することが望ましい。</p> <p>また、会計担当者が、委員外から選任される場合は、これについても兼職禁止の規定を置くことが望ましい。</p>
<p>(役員の仕事及び権限)</p> <p>第12条 会長は、○○○を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその会務を代行する。</p> <p>3 委員は、会務を執行する。</p>	<p>① 第12条は、役員の仕事及び権限に関する規定である。</p> <p>② 左記準則例は、公益法人に準じたものとしている。前記のとおり、地縁による団体の組織は千差万別であり、かならずしも左記規約例のとおり組織を有して</p>

条 文	解 説
<p>4 監事は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) ○○○の財産の状況を監査すること。</p> <p>(2) 会長の会務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 財産の状況又は会務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。</p> <p>〔担当委員を置くことを明文化する場合〕</p> <p>5 会計担当委員は、○○○の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。</p> <p>6 書記担当委員は、会務を記録する。</p>	<p>いるわけではない。民法の強行規定に反しない範囲で独自の組織の規定を有することを妨げるものではない。</p> <p>③ 監事については、第4項に掲げられたものは、地方自治法第260条の12に掲げられたものであって、最低限、必要とされるものである。</p> <p>④ 役員の中で、委員から「会計」や「書記」等の担当委員を置くことも考えられる。役員外の者を、こうした特別の担当者にあてることも考えられる。もちろんこれ以外の担当役員を置くことは可能である。</p>
<p>(役員任期)</p> <p>第13条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員の役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第14条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、会員総数の○分の○以上の議決により、その役員を解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められる場合</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員とし</p>	<p>① 第13条は、役員任期に関する規定である。</p> <p>② 役員任期は、特に法令上定めはないが、数カ月といったあまりに短期では事務執行の一貫性を損ねることになり、他方、長期にわたるものも種々の弊害があり、いずれも避けることが適当である。</p> <p>① 第14条は、役員解任に関する規定である。</p> <p>② 役員選任の場合と同様に個別に総会の議決を要するものとするかどうかについて、規則でその手続きを具体的に定めておくことが適当である。</p>

条 文	解 説
<p>てふさわしくない行為がある場合</p> <p>(報酬等)</p> <p>第15条 役員は、無給とする。</p> <p>2 役員には、費用を弁償することができる。</p> <p>3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。</p> <p>第4章 会議</p> <p>(種別)</p> <p>第16条 ○○○の会議は、総会及び役員会とし、総会は、定期総会と臨時総会とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第17条 総会は、○○○の会員をもって構成される。</p> <p>2 役員会は、会長、副会長、委員をもって構成される。</p>	<p>① 第15条は、役員の報酬に関する規定である。</p> <p>② 有給である場合、総会の議決を経て、会長が別に定める必要がある。</p> <p>③ 費用弁償については、特に総会の議決を経ずに、直接、会長が定めることも可能である。</p> <p>① 第16条は、地縁による団体における会議の種別に関する規定である。</p> <p>② 前記のとおり、各地縁による団体によって、組織は大きく異なるものであり、左記の準則に拘束されるものではない。しかし、会議についても地方自治法に規定されていることに留意する必要がある。</p> <p>① 第17条は、地縁による団体の会議の構成に関する規定である。</p> <p>② 賛助会員については、これを置いた団体が、その実情に応じて、総会等会議への参加方針を決めるものとする。</p> <p>③ 役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、会の実務上の意思決定機関にふさわしいものとするのが望まれる。監事は、会務の執行を監査する職務上、具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当である。</p>

条 文	解 説
<p>(機能)</p> <p>第18条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算</p> <p>(3) その他〇〇〇の運営に関する重要な事項</p> <p>2 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(2) 役員会として総会に付議する事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	<p>① 第18条は、地縁による団体の会議の機能に関する規定である。</p> <p>② 第1項では、総会における議決事項を列記している。少なくとも「事業計画及び収支予算」及び「事業報告及び収支決算」については、総会の議決事項とすべきであって、役員会の議決事項とすることは適当でない。</p> <p>③ 第2項では、役員会における議決事項を列記している。会の実務上の意思決定機関として必要なものを列記した。必要に応じてこれ以外のものを規定することも可能である。</p>
<p>(開催)</p> <p>第19条 定期総会は、〇〇〇に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 役員会が必要と認める場合</p> <p>(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求がある場合</p> <p>(3) 監事が、第12条第4項第4号の規定に基づいて招集する場合</p> <p>3 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認める場合</p> <p>(2) 委員現在数の〇分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合</p>	<p>① 第19条は、地縁による団体の会議の開催に関する規定である。ここでは、通常、開催の回数と開催される月が規定される。</p> <p>② 定期総会は、通常年1回開催されるが、団体によって、年数回開催されたとしても問題はない。定期総会は、少なくとも年1回は開催することが、地方自治法第260条の13の規定により必要である。</p> <p>③ 臨時総会の開催要件も、各団体ごとに異なるであろうが、第2項の規定は地方自治法第260条の14に対応した規定であることに留意する必要がある。</p> <p>④ 地方自治法第260条の14第2項ただし書きの規定により、臨時総会の招集を求め得る会員の5分の1以上という割合を規約で増減することは可能であるが、会員の総会召集を求める権利を不当に奪</p>

条 文	解 説
<p>(招集)</p> <p>第20条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集する場合は、会員に対し開会の日の5日前までに、その日時、場所及び目的たる事項を書面をもって通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第21条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。</p> <p>2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(定足数)</p> <p>第22条 会議は、総会においては会員総数の過半数以上、役員会においては会長、副会長、委員現在数の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。</p>	<p>うことにならないように留意する必要がある。</p> <p>⑤ 第3項第3号以下では、監事に役員会招集権を認めた場合、これについて第3項に列記することも考えられる。その他慣行上、開催するときがある場合は、ここに列記しておく必要がある。</p> <p>① 第20条は、地縁による団体の会議の招集に関する規定である。</p> <p>② 第2項において、役員会を含めるため、「総会」を「会議」と置き換え、「会員」の後に「及び役員」を加えることも考えうる。</p> <p>① 第21条は、地縁による団体の会議における議長の規定である。</p> <p>② 左記規約例の内容は、通常想定されるものである。</p> <p>① 第22条は、会議の定足数の規定である。</p> <p>② 会議の種類によって定足数を変えることを想定したものが左記規約例である。また、会員の過半数の出席が困難とする団体は、これよりも少ない定足数を規定することも可能であるが、あまり少数の者の賛成で総会の議決が得られることのないよう、慎重に対処する必要がある。逆に定足数を厳しくするものは、定足数を減らす場合より、問題が生じる度合いは小さいが、あまり厳しいと総会の成立</p>

条 文	解 説
<p>(議決)</p> <p>第23条 会議の議決はこの規約に定めるもののほか、総会においては出席した会員の、役員会においては役員を過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員又は役員として議決に加わる権利を有しない。</p> <p>2 会員の表決権は平等であるものとし、不当な扱いをすることはできない。</p> <p>3 世帯単位で活動し意思決定をおこなっていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、このことが合理的であると認められる事項について、定足数及び議決について、1世帯につき会員が所属する世帯の構成員数分の1票として取り扱うことができる。この場合においても、世帯の構成員は、会員としての議決権を行使することができる。</p>	<p>を困難とする点に留意する必要がある。</p> <p>③ 定足数については、書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員をこれに含める点に留意する必要がある。</p> <p>① 第23条は、会議の議決に関する規定である。</p> <p>② 通常、会議は過半数をもって決すると想定されるが、特別に重要な事項について、次条のように3分の2以上や4分の3以上といった特別の議決を要する旨を定めることも可能である。</p> <p>③ 第2項の表決権の平等の規定は、構成員の団体に対する権利行使である総会の表決を平等とすることにより、会員が平等な権利主体であることを表したものである。</p> <p>④ 前記のとおり、地縁による団体の構成員は、各々1個の平等な表決権を有しているのが原則であるが、従来の自治会、町内会等においては、世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきた。よって、妥協策として、第3項のような規定が考えられる。世帯で表決権を取りまとめるためには、その世帯の他の構成員の表決権を委任することが考えられる。</p> <p>⑤ 未成年者については、民法の未成年者に関する規定にしたがって表決権の行使が行われることになる。</p> <p>⑥ 第3項による議決の範囲はかなり限定され、規約の変更、財産の処分及び解散の議決等に第3項の表決方法は認められない。</p>

条 文	解 説
<p>(特別の議決)</p> <p>第24条 次に掲げる事項は、前2条の規定にかかわらず、会員の半数以上が出席し、その3分の2以上の賛成による総会の議決を必要とする。</p> <p>(1) 重要な資産の得喪及び契約に関する事項</p>	<p>① 第24条は、特別の議決に関する規定を定める場合の規定である。</p> <p>② 第1号については、特別の議決となる資産の得喪、契約についてその具体的な金額を規則で定める必要がある。</p> <p>③ 他にも、無償貸付、無償譲渡等も、一定の金額を超えるものについては、この各号に掲げることも考えられる。</p>
<p>(書面表決等)</p> <p>第25条 やむを得ない事由により総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合において、書面等による表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。</p>	<p>① 第25条は、書面表決若しくは電磁的方法をもって表決する規定及び委任による代理表決の規定である。</p> <p>② この規定は、地方自治法の一部改正により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員が、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決することができるとされたものである。</p> <p>③ 第2項の規定によって、総会において定足数に達することが容易になる。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第26条 総会を閉会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数</p> <p>(3) 総会に出席した会員の数</p> <p>(4) 開催目的、審議事項及び議決事項</p> <p>(5) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印し</p>	<p>① 第26条は、総会の会議録に関する規定である。</p> <p>② 会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが規約変更の認可を市町村に申請する場合等に求められることから、議事録についても明確な規定が必要である。</p>

条 文	解 説
<p>なければならない。</p> <p>第5章 資産及び会計 （資産の構成）</p> <p>第27条 ○○○の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成される。</p> <p>(1) 別紙財産目録記載の財産</p> <p>(2) 賦課金</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 資産から生ずる収入</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) その他の収入</p>	<p>〔 会議の規約は、この程度のものではないかと思われるが、具体的な議事運営の方法等については、会議規則等を定め、明らかにしておくことが望まれる。 〕</p> <p>なお、ここに掲げた会議の規定以外にも、前記のとおり様々な規定が各地縁による団体の実情に応じて考えられるであろうが、1例として、比較的小規模の団体について考えられる総会における構成員の緊急議案提案権を掲げておく。</p> <p>（緊急議案提出権）</p> <p>第○条 会員は、総会において議案を提出することができる。ただし、第24条各号に掲げる事項については、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定により議案を提出するときは、総会に出席した会員（代理人を含む）の○分の○以上の者の賛成がなければならない。</p> <p>① 第27条は、地縁による団体の資産の構成に関する規定である。</p> <p>② 第1号の「別紙財産目録記載の財産」のところに、個別具体的な動産、不動産及び金融資産を掲げておくことも可能である。</p>

条 文	解 説
<p>(資産の管理)</p> <p>第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て別に定める。</p>	<p>① 第28条は、資産の管理に関する規定である。</p> <p>② 資産の管理の規定と経費の支弁の規定を同一の条文に規定することも可能である。</p> <p>③ 団体の重要な資産、例えば、不動産等の重要な固定資産等の処分や一定の金額以上の借入金については、総会の議決を要するとすることが適当である。このため、総会において、予め処分を行う際に総会の議決を要する資産の処分等を決定し、規則等で明らかにすることが望まれる。前記のとおり、その中でも特に重要なものについては、特別の決議を要することも可能である。</p> <p>④ 資産の管理については、規則を明確に定め、杜撰な管理状況に陥らないように心掛けなければならない。</p>
<p>(経費の支弁)</p> <p>第29条 ○○○の経費は、資産をもって支弁する。</p>	<p>① 第29条は、経費の支弁に関する規定である。</p>
<p>(会計年度)</p> <p>第30条 ○○○の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>① 第30条は、会計年度に関する規定である。</p> <p>② 会計年度の定め方は、特に制限はない。左記の規約例のように4月1日から翌年3月31日とするか、1月1日から12月31日とする例が多いと思われる。</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第31条 ○○○の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度前に</p>	<p>① 第31条は、事業計画及び予算に関する規定である。</p>

条 文	解 説
<p>総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 会計年度開始前に、事業計画及び収支予算の総会における承認が得られないときは、役員会の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、収入支出することができる。</p> <p>3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第32条 ○○○の事業報告及び収支決算は、毎会計年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後○月以内に総会の承認を得なければならない。</p>	<p>② 第2項は、暫定予算に関する規定である。</p> <p>③ 年度途中に年度当初に承認を得た事業計画以外に新規で事業を行う場合は、補正予算を組み、臨時総会で承認を受けることになる。</p>
<p>第6章 規約の改正及び解散 (規約の改正)</p> <p>第33条 この規約は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、いわき市長の認可を得なければ変更することができない。</p>	<p>① 第32条は、事業計画及び決算に関する規定である。</p> <p>② 決算の承認は、会計年度終了後、あまりに間隔があくことは好ましくない。3ヶ月程度が1つの目安となる。</p> <p>① 第33条は、規約の改正に関する規定である。</p> <p>② 規約の変更は、総会の専権事項であり、役員会等に委任することはできない。</p> <p>③ 規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。(地方自治法施行規則第22条)</p> <p>④ 地方自治法第260条の3の規定によれば、原則的に会員総数の4分の3以上の同意を要することになるが、ただし書きの規定に従い、「4分の3以上」以外の定数を定めることも可能である。しかし、規約の変更という重要事項をより少数の構成員の意思によって決することのないように、定数を緩和する場合は慎重</p>

条 文	解 説
<p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p>第34条 ○○○は、総会において会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、いわき市長へ届け出た後でなければ解散することができない。</p> <p>2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、いわき市長へ届け出た後に、○○○と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。</p>	<p>に対処する必要がある。</p> <p>① 第34条は、地縁による団体の解散とこれに伴う残余財産の処分に関する規定である。左記規約例以外に、手続きにおいて民法や非訟事件手続法の規定が多く準用されていることに留意する必要がある。</p> <p>② 地方自治法の規定によれば、原則的に会員総数の4分の3以上の同意を要することになるが、これもただし書きの規定に従い、「4分の3以上」以外の定数を定めることも可能である。しかし、団体の解散という一層重要な事項を少数の構成員の意思によって決することのないように、定数を緩和する場合は慎重に対処する必要がある。</p> <p>③ 法人となった当初から、解散時の残余財産の具体的な処分先を明らかにしておくことは、通常困難である。よって、規約においては、帰属権利者を指定する方法を規約で定めていることが適当である。</p> <p>④ そもそも、今回の地縁による団体の法人化が認められるようになった趣旨が、当該団体内部で総有的な所有形態にあった財産をめぐるトラブルを防止することにあることに鑑み、通常、認可地縁団体が解散した後は、法人設立以前のような総有的な権利関係に復帰すると解すべきである。(平成4年5月14日 自治省行政課電話回答)</p> <p>⑤ なお、「○○○と類似の目的を有する団体」について規定してもよいが、これは、当該認可地縁団体が分裂した際に、</p>

条 文	解 説
<p>第7章 雑則</p> <p>第35条 この規約の施行について必要な事項は、この規約に別に定めるものを除き、会長が総会の議決を経て別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、〇〇〇の設立の認可の日から施行する。</p> <p>2 〇〇〇の設立当初の役員は、第11条第1項の規程にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、〇年〇月31日までとする。</p> <p>3 〇〇〇の設立当初の会計年度（及び次年度）の事業計画及び収支予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>4 この〇〇〇の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月31日までとする。</p>	<p>分裂後の細分化された地縁による団体に引き継がれたりしたことを想定したものである。（平成4年5月14日 自治省行政課電話回答）</p> <p>① 第35条は、規約の施行に関して必要な規則を会長に委任する規定である。</p> <p>② 委任は、会長の他に役員会に対して行われることも考えられる。</p> <p>③ 委任に際しては、総会の議決を経ることを要件とすると規定すべきである。</p> <p>④ 規則には、「弔慰金規程」「旅費規程」「会議規程」等が考えられる。</p> <p>① 通常、施行期日は、認可年月日となる場合が多いと考えられる。</p> <p>② これにより、設立初年度の役員、事業計画・予算及び会計年度が変則となる場合が予想されるが、このための特則として左記規約例が考えられる。</p>

自治会・町内会等の法人化の手引き

平成23年4月発行（平成28年4月改訂）
（令和2年2月改訂）
（令和4年3月改訂）
（令和6年1月改訂）

編集 いわき市市民協働部地域振興課
発行 いわき市
〒970-8686 いわき市平字梅本21番地
電話番号 0246（22）7414
